

厚岸町条例第21号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月1日

厚岸町長 若狭 靖

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年厚岸町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（職員のサービスの宣誓）

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行うことができない。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体すると共に公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。